

関係機関からの情報提供

目次

1. 福岡県 農山漁村振興課からの情報提供 P7.1～
2. 大牟田市からの情報提供 P7.17～
3. 気象庁 福岡管区气象台からの情報提供 P7.22～
4. 福岡県 河川整備課からの情報提供 P7.29～



〈河川整備課 HP〉

令和7年度 二級水系流域治水協議会
配布資料

流域治水対策に係る主な支援事業

(農業農村整備事業及び農業農村整備関連事業)

福岡県 農林水産部 農山漁村振興課
農村森林整備課

支援事業メニュー

下記は主要なものを掲載しています。各事業に関する実施要件等の詳細については、各農林事務所へお問い合わせください。

- 農業用ため池の低水位管理：水利施設管理強化事業（特別型） P 1
- 農業用ため池の適切な管理①：多面的機能支払交付金〔農地維持支払交付金〕 P 2
- 農業用ため池の適切な管理②：中山間地域等直接支払交付金 P 3
- 農業用ため池の適切な管理③：農村環境整備事業 P 4
- 防災重点農業用ため池の劣化状況評価等：農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業） . . P 5
- ため池の保全・避難対策：農業水路等長寿命化・防災減災事業（ため池の保全・避難対策） P 6
- ため池の防災・減災工事①：農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業） P 7
- ため池の防災・減災工事②：農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業） P 8
- ため池の防災・減災工事③：農村地域防災減災事業（ため池洪水調節機能強化事業） P 9
- ため池の防災・減災工事④：農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策（ため池防災環境整備）） . . P 10
- ため池の防災・減災工事⑤：農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策（危機管理対策）） P 11
- 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）①：多面的機能支払交付金 P 12
- 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）②：農地湛水対策事業 P 13
- クリークの先行排水を推進：流域湛水減災対策事業（先行排水推進事業）【対象：南筑後圏域】 P 14

農業用ため池の低水位管理

- 事業内容：大雨が予想される前に、農業用ため池の水を事前に放流することにより、ため池の貯留機能を活用した取組であり、事前放流の操作に必要な経費に対する助成（体制整備のための話し合い・大雨を想定した訓練・実作業）
- 事業名：農業水利施設流域治水対策事業（国事業名：水利施設管理強化事業(特別型)）
- 実施要件：流域治水プロジェクト等に位置付けられた取組を実施するため池
※流域治水プロジェクト等：①流域治水プロジェクト、②治水協定、③地域防災計画等の地方自治体が策定、策定見込みの計画
- 事業主体：市町村
- 補助率：国50%、県25%、市町村25%
- 支援内容：実施体制の整備、訓練、操作、記録・取りまとめに要する人件費
遠隔監視（水位計等の新設、更新、点検整備、通信費等を含む）に要する費用



農業用ため池の適切な管理①

- 事業内容：共同活動の一環として行われる堤体の草刈りや水路・ため池の泥上げ等
- 事業名：多面的機能支払交付金〔農地維持支払交付金〕
- 実施要件：事業計画書に保全管理する施設等を位置付け、市町村の認定を受けること
- 事業主体：活動組織、広域活動組織
- 補助率：国50%、県25%、市町村25%

農地維持支払交付金(地域資源の基礎的な保全活動)



2

多面的機能支払交付金の交付単価 (円/10a)

都府県	①農地維持支払※8	②資源向上支払 (共同※1、2、3)	①と②に取り組む 場合
田	3,000	2,400	5,400
畑※9	2,000	1,440	3,440
草地	250	240	490

農業用ため池の適切な管理②

- 事業内容：中山間地域において、協定に定める活動内容として行われる堤体の草刈りや水路・ため池の泥上げ等
- 事業名：中山間地域等直接支払交付金
- 対象者：集落等で協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等
- 対象地域：「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域及び県知事が特に定めた基準を満たす地域
- 対象農用地：①急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草牧草地：15°以上）
②緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草牧草地：8°以上15°未満）
③小区画・不整形な田等
- 補助率：[指定地域] 国1/2、県1/4、市町村1/4
[特認地域] 国1/3、県1/3、市町村1/3

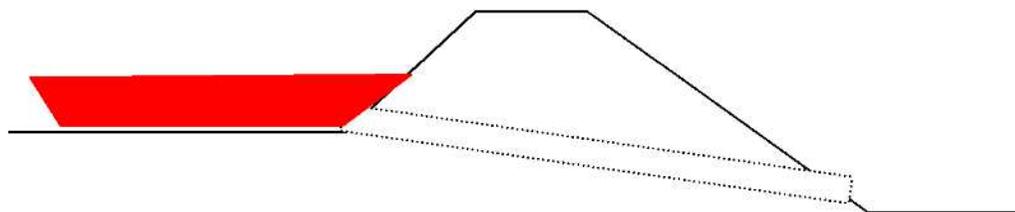
交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000	草地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（1/100以上）	8,000		緩傾斜（8°以上）	3,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500		草地比率の高い草地（寒冷地）	1,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500	採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000
				緩傾斜（8°以上）	300

農業用ため池の適切な管理③

- 事業内容：農業用ため池における貯水機能の回復を目的とした浚渫
- 事業名：農村環境整備事業
- 実施要件：①総事業費が1地区当たり50万円以上3,000万円以下のもの
②梅雨期及び台風期に当該農業用ため池の貯留水を事前放流することが確約できるもの
- 事業主体：市町村
- 補助率：県50%、市町村50%

ため池浚渫のイメージ
(ため池の防災機能を回復する部分(底樋より上部の掘削))



防災重点農業用ため池の劣化状況評価等

- 事業内容：防災重点農業用ため池に係る①劣化状況評価、②豪雨・地震耐性評価、③実施計画策定等のソフト対策に対する助成

※防災重点農業用ため池：以下のいずれかに該当する農業用ため池であって、ため池工事特措法に基づき、県知事が指定したものの。

- ①浸水区域のうち、当該農業用ため池からの水平距離が100m未満の区域に住宅等が存すること。
- ②貯水量が1,000m³以上かつ浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が500m未満の区域に住宅等が存すること。
- ③貯水量が5,000m³以上かつ浸水区域に住宅等が存すること。
- ④上記①～③までに該当する農業用ため池に準ずるものであること、当該農業用ため池が決壊した場合にその周辺の区域の住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼす恐れが大きいと認められること。

- 事業名：農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）
- 実施要件：防災重点農業用ため池に指定されていること
- 事業主体：①、②市町村 ③県又は市町村
- 補助率：定額補助

ため池の保全・避難対策

- 事業内容：①ハザードマップ作成、②地域住民の参加による防災意識の醸成に必要な監視・管理に必要な技術習得に資する研修等の実施、③ハザードマップを活用した防災訓練等
 - 事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業（ため池の保全・避難対策）
 - 実施要件：
 - （ア）防災重点農業用ため池に指定されていること
 - （イ）「ハザードマップ作成」について
 - （1）ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを図面、ホームページ、看板等により関係住民等に速やかに周知すること。
 - （2）ハザードマップ作成に当たっては、ワークショップの開催等により関係住民等との意見交換を行うこと。
 - 事業主体：市町村
 - 補助率：①→50%（ただし、令和12年度までは定額補助）
 - ②、③→50%（ただし、令和12年度までは定額補助）
- 1地区当たりの助成額の上限は500万円

ため池の防災・減災工事①

・ 事業内容：耐震性の向上、豪雨による決壊の防止、老朽化対策等を目的とした防災重点農業用ため池の改修

・ 事業名：農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）

・ 実施要件：

①防災重点農業用ため池に指定されていること

②ため池総合整備工事（地震豪雨対策型）

【大規模】 次のいずれかに該当するもの

①防災受益面積70ha以上、かつ、受益面積40ha以上

②防災受益面積7ha以上、かつ、受益面積2ha以上で
想定被害額（農外）3億円以上

【小規模】

防災受益面積7ha以上または想定被害額（農外）が
4,000万円以上、かつ、受益面積2ha以上であり、
総事業費4,000万円以上

・ 事業主体：県

・ 補助率：【大規模】国55%、県25%、地元20%

【小規模】国50%、県30%、地元20% ※中山間地域にあっては、国55%、県30%、地元15%

ため池総合整備工事（一般整備型）

【大規模】 受益面積100ha以上、総事業費8,000万円以上

※中山間地域の場合、受益面積70ha以上、総事業費4,000万円以上

【小規模】 受益面積2ha以上、かつ、総事業費4,000万円以上

ため池の防災・減災工事②

- 事業内容：耐震性の向上、豪雨による決壊の防止、老朽化対策等を目的とした防災重点農業用ため池の改修

- 事業名：農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）

- 実施要件：

- ①防災重点農業用ため池に指定されていること

- ②ため池総合整備工事（地震豪雨対策型）

【大規模】 次のいずれかに該当するもの

- ①防災受益面積70ha以上、かつ、受益面積40ha以上

- ②防災受益面積7ha以上、かつ、受益面積2ha以上で
想定被害額（農外）3億円以上

【小規模】

防災受益面積7ha以上または想定被害額（農外）が
4,000万円以上、かつ、受益面積2ha以上であり、
総事業費4,000万円以上

- 事業主体：市町村

- 補助率：【大規模】国55%、県25%、地元20%

【小規模】国50%、県25%、地元25% ※中山間地域にあっては、国55%、県25%、地元20%

- ため池総合整備工事（一般整備型）

【小規模】 受益面積2ha以上、かつ、総事業費4,000万円以上

ため池の防災・減災工事③

- 事業内容：①「洪水調節機能の付与・増進」：洪水調節機能の付与・増進のために必要なため池の改修及び附帯施設の整備
②「低水位管理に必要な整備」：ため池の低水位管理を行うために必要なため池の改修及び洪水吐の切欠き等（スリット等）の整備
③「洪水調節容量の活用に必要な整備」：利水の用途を廃止するため池の洪水調節容量の活用に必要な改修及び附帯施設の整備
- 事業名：農村地域防災減災事業（ため池洪水調節機能強化事業）
- 実施要件：①流域治水プロジェクト等に位置付けられた取組を実施するため池（※流域治水プロジェクト等：①流域治水プロジェクト、②治水協定、③地域防災計画等の地方自治体が策定、策定見込みの計画
②「洪水調節機能の付与・増進」、「洪水調節容量の活用に必要な整備」の事業は、以下のとおり。
【大規模】次のいずれかに該当するもの
①防災受益面積70ha以上、②防災受益面積7ha以上、かつ、想定被害額（農外）が3億円以上
【小規模】
防災受益面積7ha以上または想定被害額（農外）が4,000万円以上、総事業費800万円以上
③「低水位管理に必要な整備」の事業は、以下のとおり。
防災受益面積7ha以上
- 事業主体：市町村
- 補助率：①、③→【大規模】国55%、【小規模】国50% ※中山間地域にあっては、国55%
②→国55% ※中山間地域にあっては、国55%

ため池の防災・減災工事④

- 事業内容：ため池の廃止（地域防災上のリスク除去）
- 事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策（ため池防災環境整備））
- 事業要件：1地区当たりの事業費200万円以上、工事工期原則3カ年以内
- 実施要件：以下のすべての条件を満たす地区であること。
 - ①防災重点農業用ため池であって、想定被害額（農外）500万円以上のもの
 - ②廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの
 - ③埋立てによる廃止の場合は、開削（附帯施設の整備等を含む。）によるものより経済的であって、かつ、造成される土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く。
 - ④事業実施主体は、事業実施に先立ち、廃止後の維持管理を行う者（ため池の所有者又は管理者等）と、次の事項を予め確認していること。
 - （ア）常時及び非常時の見回り方法、（イ）開削部等に異常が確認された場合の対応方法
 - ⑤従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないものであること。

- 事業主体：市町村
- 補助率：定額補助
- ※助成額上限は右表のとおり

定額助成上限額		(単位:万円)		
堤高 (m)	①基本	②九州農政局が確認し、特に必要と認める場合		
		下流水路の整備延長 (m)		
		20 ≤ L < 500	500 ≤ L	
H < 5	1,000	3,000	6,000	8,000
5 ≤ H < 10	2,000	4,000	7,000	9,000
10 ≤ H	3,000	6,000	9,000	11,000

ため池の防災・減災工事⑤

- 事業内容：防災安全度の向上を図るために行う危機管理システム、危機管理向上施設（雨量計、水位計等の観測機器、ポンプ・ゲート等の遠隔操作装置）等の整備
- 事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策（危機管理対策））
- 事業要件：1地区当たりの事業費200万円以上、受益農業従事者数2者以上、工事工期原則3カ年以内
- 実施要件：特になし
- 事業主体：市町村
- 補助率：国50%（ただし、ため池で行う場合、令和12年度までは定額）
※中山間地域等において行う場合、国55%（ただし、ため池で行う場合、令和12年度までは定額）

水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）①

- 事業内容：大雨時に河川や水路の推移の急上昇を抑えることで、下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整版を設置する等により、雨水貯留機能を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同活動）に単価加算を行うもの。

事業名：多面的機能支払交付金

実施要件：事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要がある。

①資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積のうち

5割以上で活動に取り組むこと。

②広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む

集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち

5割以上で活動に取り組むこと。

実施組織：活動組織、広域活動組織

加算単価：400円/10a（国50%、県25%、市町村25%）

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。



水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）②

- 事業内容：田んぼダム導入に必要となる施設整備の経費について、県が支援する事業
- 事業名：**通常型【農地耕作条件改善事業（水田貯留機能向上型）】**
：小規模型【流域湛水減災対策事業（流域治水対策事業）】



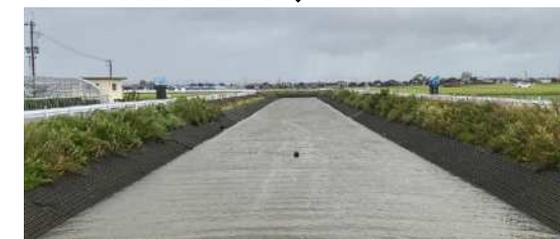
実施要件

農地湛水対策事業	
【通常型：国庫事業活用】	【小規模型：県単事業】
①地域計画策定区域のうち流域治水対策実施区域	①受益面積が一団地1ha以上（中山間地域等においては、0.5ha以上）
②1地区当たりの事業費200万円以上	②受益戸数が2戸以上
③1地区当たりの受益者数が2者以上	③現況が水田利用可能農地（地目：田）の25%以上、田んぼダムを実施
④既に基盤整備された農地の50%以上、田んぼダムを実施	④総事業費10万円以上

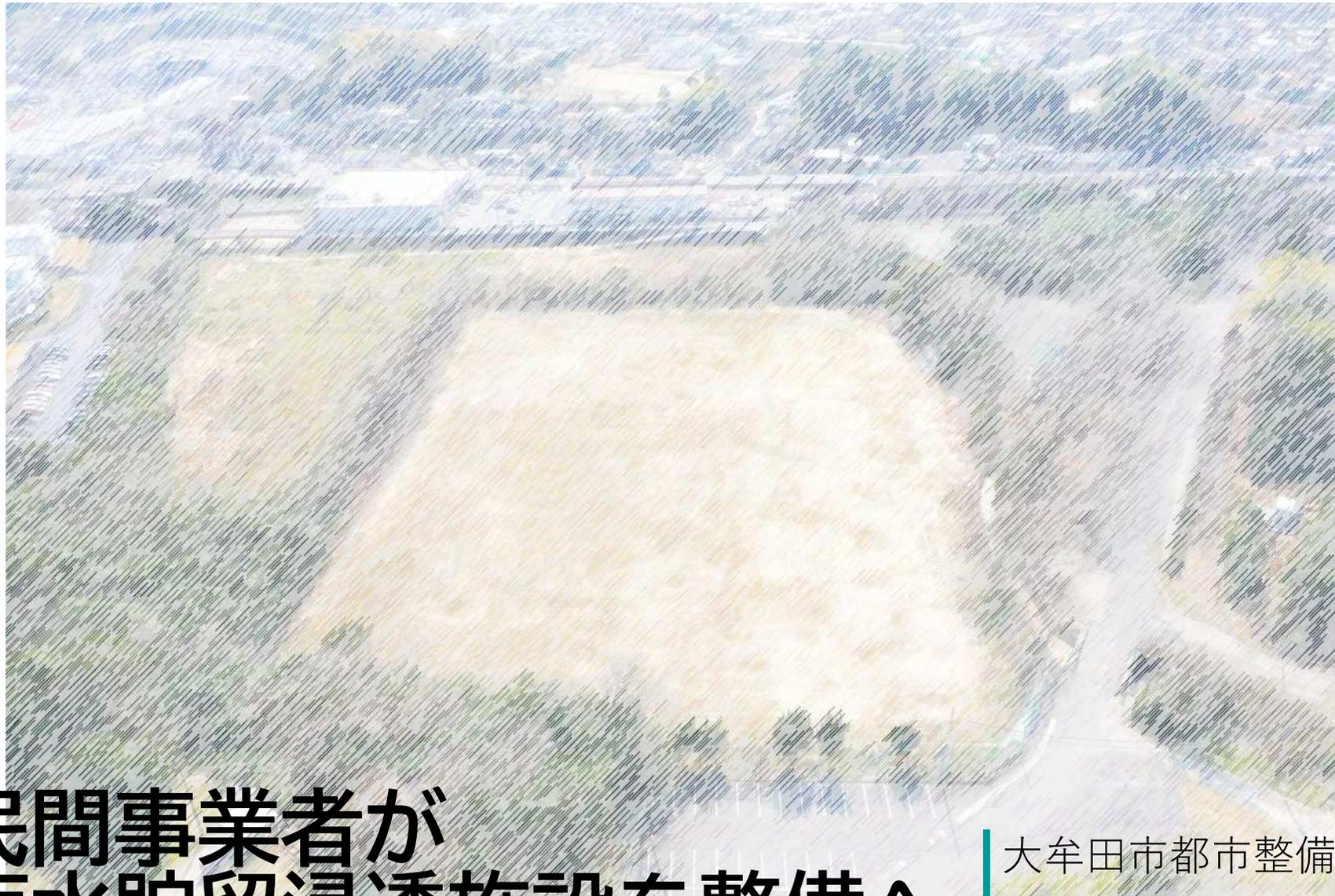
- 事業主体：市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体等
- 補助率：（定額補助）[畦畔補強] 14.5万円/100m [排水口] 4.0万円/箇所 [排水路] 22.0万円/10m
 ：（定率補助）【通常型】事業費の3/4（国費+県費）、【小規模型】事業費の1/3以内
- 支援内容：田んぼダム導入のための農業用施設整備等

クリークの先行排水を推進（筑後川下流域）

- 事業内容：筑後川下流域において、市町を跨るクリークの広域的な先行排水を実施するために必要な事業を支援
- 事業名：流域湛水減災対策事業（先行排水推進事業）
- 事業内容及び実施要件：
 - ①クリークの洪水調節機能の確保のために実施する堆積土の浚渫、農業用排水路及びゲートの補修並びにこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業であり、かつ総事業費が50万円以上
 - ②クリークの洪水調節機能の強化のために実施するゲートの電動化、量水標の設置、水位観測機器の設置、農業用排水路の整備及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業であり、かつ総事業費が50万円以上
 - ③地域の実情に応じたクリークの先行排水を行うために実施する農業用排水路及びゲートの整備並びにこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業であり、かつ総事業費が50万円以上
 - ④クリークの先行排水を実施する地域において、浸水により稼働停止のリスクを低減する必要がある施設において、予防的な対策として実施する止水壁設置、操作盤の高所移設、除塵機の型式変更などの事業であり、かつ総事業費が50万円以上
- 事業主体：市町村等
- 補助率：県50%、市町村等50%



クリークを活用した先行排水の実施状況
(上段：実施前、下段：実施後)



民間事業者が 雨水貯留浸透施設を整備へ

大牟田市都市整備部
流域治水推進室



背景

「大牟田市排水対策基本計画(令和5年3月策定)」⇒今後20年間の事業実施計画

- ◇**ハード対策** 流す ⇒河川改修、雨水排水施設整備
(**公共施設**) 溜める ⇒ため池改良、調整池整備、公園・学校の貯留・浸透施設設置
排水する⇒ポンプ場新設・増強

令和2年7月豪雨のような大規模災害においても、床上浸水被害を半分以下に抑える

- ◇**ソフト対策** 災害情報発信、避難所機能強化、災害対応力向上、市民の防災意識向上、
自主防災組織活動支援、家庭・地域の防災力向上

早期避難を基本としたソフト対策を充実させ、市民の生命と安全を守る

『基本方針』

令和2年7月豪雨のような大規模な災害から、市民の生命と財産を守る災害に強いまち

- 気候変動の影響により雨の降り方が変化し頻発化・激甚化する現在においては、行政が実施する浸水軽減対策だけでは対応が困難になる
- 今後、流域治水の考え方に基づき流域内のあらゆる関係者が協働して浸水対策に取り組むことが重要

民間事業者により雨水貯留浸透施設を整備



全国初！民間事業者が雨水貯留浸透施設を整備へ



～三井化学株式会社大牟田工場が浸水対策に取り組みます～



- 大牟田市では、令和5年3月に「大牟田市排水対策基本計画」を策定し、国が示す「流域治水」の考え方にに基づき、行政のみならず、あらゆる機関、市民が協働して取り組む効果的・効率的な浸水対策を講じることで、大きな災害が発生しても生命や財産を守っていくことができる「災害に強いまちづくり」を進めています。
- 今回、その一環として、三井化学株式会社大牟田工場が、大牟田川流域内の所有地においてオンサイト貯留施設※を整備することになりました。国土交通省の防災・安全交付金（流域貯留浸透事業）を活用して民間事業者が行う取り組みとしては、「全国初」となります。また、福岡県及び本市においても設置費用に対する補助を行い、これを支援します。
- この取り組みは、大牟田川流域の治水安全度の向上に寄与し、本市中心市街地における浸水被害の軽減につながることが期待されます。

概要

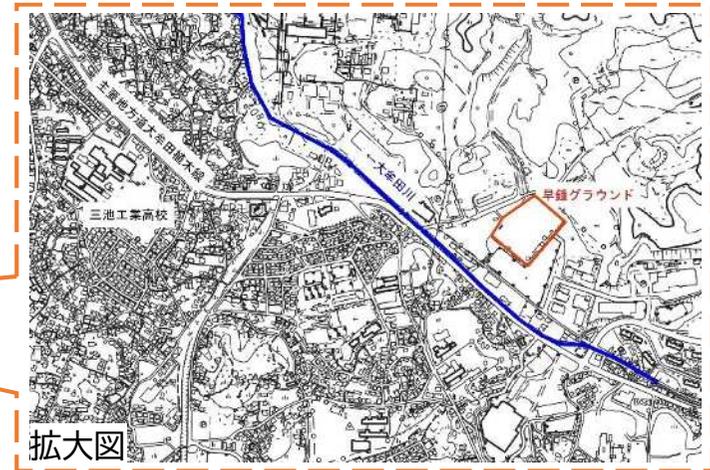
- 事業者名：三井化学株式会社大牟田工場
- 設置場所：早鐘グラウンド（大牟田市早鐘34-1他、敷地面積約13,000㎡）
- 事業費：約18百万円
- 事業期間：令和7年度

民間	市町村	県	国
1/6	1/6	1/3	1/3





位置図



※オンサイト貯留施設とは

- 雨水の移動を最小限におさえ、雨が降った場所（現地）で貯留し、雨水の流出を抑制するもので現地貯留とも呼びます。公園、運動場、駐車場、集合住宅の棟間等の流域貯留施設あるいは、各戸貯留施設等がこれに当たります。

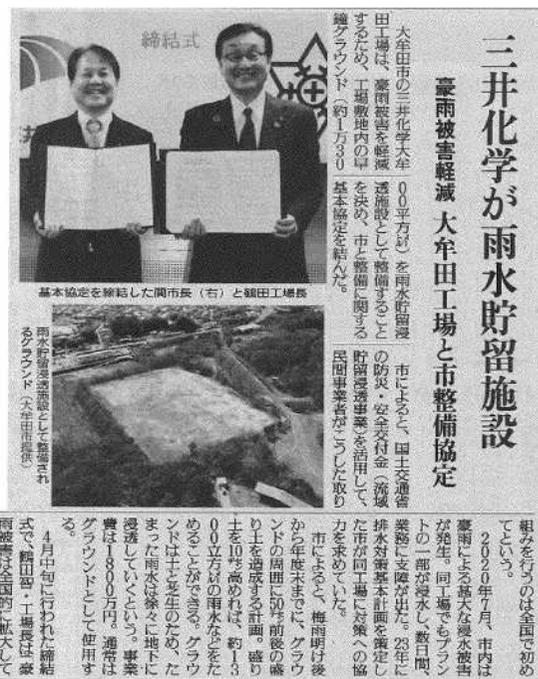
（出典：（公社）雨水貯留浸透技術協会HP）



基本協定締結式の様子 (4/18締結)



5月7日
読売新聞19面



組む行つのは全国で初め
てという。
2020年7月、市内は
豪雨による甚大な浸水被害
が発生。同工場でもプラント
の一部が浸水し、数日間、
業務に支障が出た。23年に
排水対策基本計画を策定し
た市が同工場に対策への協
力を求めている。
市によると、梅雨明け後
から年度末まで、グラウ
ンドの周囲に前雨後の腐
り土を造成する計画。盛り
土を10センチ高の、約13
00立方メートルの雨水をた
めることができる。グラウ
ンドは土を足すため、た
まつた雨水は徐々に地下に
浸透していくという。事業
費は1800万円。通常は
グラウンドとして使用す
る。
4月中旬に行われた締結
式で、鶴田智・工場長は豪
雨被害は全国的に拡大して
いる。今回の取り組みが先
駆けとなり、各地での被害
軽減に貢献できればと願っ
ているとあいさつ。関好
孝市長は「市が中心にな
ってハード面の整備に取り
組んできた。今回は大牟田
工場に賛同してもらい、成
らに災害に強いまちづくりに
つながる」と期待してい
た。



令和8年からの 防災気象情報の改善

令和7年度二級水系域流域治水協議会



気象庁マスコット
はれるん

福岡管区气象台

防災気象情報に関する検討会（R4～R6年6月18日：最終取りまとめ公表）

- 様々な自然災害を経験し、その都度防災気象情報やその伝え方を改善。
- その結果、個々の情報の高度化や市町村の防災体制強化に一定の効果。
- 一方で、情報数の増加、運用の複雑化などの課題。



シンプルで分かりやすい防災気象情報の再構築が必要！



防災気象情報の体系整理（R8年度～）

- 住民の避難行動に対応した **5段階の警戒レベルに整合**させ、災害発生危険度の高まりに応じて各情報を発表
- この方針のもとで、**情報名称の変更**、警戒レベル4相当となる**危険警報の新設**、**洪水関係の情報変更**、**気象防災速報の新設**

現在の主な防災気象情報と警戒レベルとの関係

警戒レベル				主な防災気象情報（警戒レベル相当情報）						
警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報（避難情報等）	防災気象情報						
				洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害		
				指定河川洪水予報（河川毎）	洪水害（市町村毎）	大雨浸水害（市町村毎）				
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）		大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報	
<警戒レベル4までに必ず避難！>				市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、避難指示等の発令を判断する	4相当	氾濫危険情報		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報	
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難		3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報（浸水害）	大雨警報（土砂災害）	警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報		2相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報		1相当					

警戒レベルとの対応関係が整理されてはいるものの、次のような課題があっても分かりにくい。

- 情報名称がバラバラで、どのレベルに相当する情報なのか非常にわかりづらい
- 警戒レベル4相当の情報がないものがある（洪水・大雨浸水）
- 特別警報と警報が同じ警戒レベル4になっている（高潮）
- 高潮注意報がレベル2とレベル3相当に分かれている（高潮）
- 同じ警報が異なる対象災害を兼ねている（大雨警報が土砂災害と浸水害を兼ねるなど）

- 防災気象情報（大雨浸水、河川氾濫、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルに合わせて発表。
- **対象災害ごとの情報として整理するとともに、レベル4相当の情報として危険警報を新設。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。**（例：レベル4大雨危険警報 等）
- 情報と対応する防災行動との関係が明確に。（レベルの数字で、とるべき行動が分かる！）

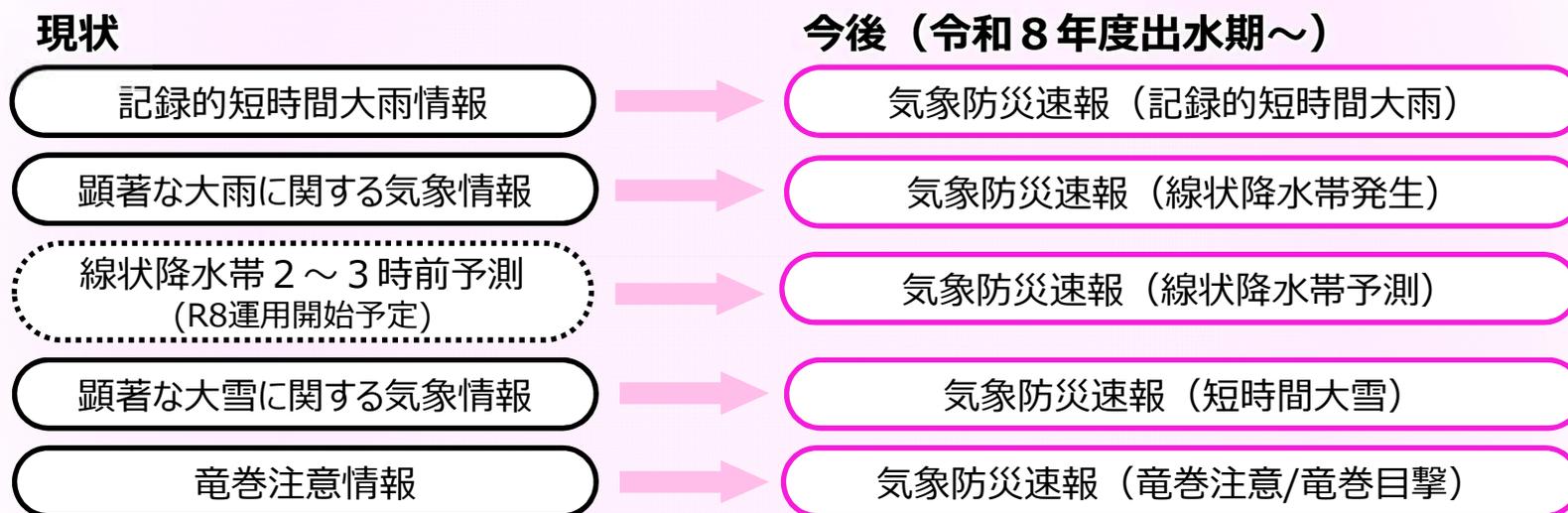
新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	大雨浸水 低地の浸水や 小さな河川の氾濫	河川氾濫 一級河川などの 大きな河川の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 高波による浸水	住民が 取るべき行動
5	レベル5 大雨特別警報	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
4	レベル4 大雨危険警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
3	レベル3 大雨警報	レベル3 氾濫警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
2	レベル2 大雨注意報	レベル2 氾濫注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
1	早期注意情報				災害への心構えを高める

※情報名称の最終決定は、法制度などとの関係も踏まえ、気象庁・国土交通省が行う

- これまで、気象警報・注意報を補足する情報等として伝えてきた様々な気象情報を、「**気象防災速報**」と「**気象解説情報**」の大きく2つのカテゴリーに分類して発表。
- 線状降水帯の発生や、記録的な短時間大雨など、顕著現象が発生または発生しつつある場合にその旨を、「気象防災速報」として速報的に伝える。

気象防災速報 …… 極端な現象を速報的に伝える情報



気象解説情報 …… 現在・今後の気象状況を網羅的に解説する情報



※何に着目した情報なのかわかるよう、括弧内にキーワードを付す。 5

洪水等に関する情報の主な変更点（現行の情報）

＜現在の洪水等に関する情報＞

洪水に関する情報				大雨浸水に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む洪水警報等	
河川数	429河川 (国〇〇、都道府県〇〇)	1,774河川 (国〇〇、都道府県〇〇)	—	—
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	気象台	気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと	市町村ごと
対象とする主な現象	外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫	内水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）	水位（実測）	流域雨量指数・表面雨量指数 (解析・予測)	表面雨量指数（流域雨量指数） (解析・予測)
情報名称	5	氾濫発生情報	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）
	4	氾濫危険情報	氾濫危険情報	
	3	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報	大雨警報（浸水害） 大雨注意報
	2	氾濫注意情報	氾濫注意情報	※警戒レベル相当情報としての位置づけなし
	1	早期注意情報		早期注意情報

- 河川ごとの情報（水防活動用の情報）と市町村ごとの情報（一般向けの警報等）がある。
- 気象台の発表情報に、警戒レベル4相当や5相当の情報がないものがある。
- 大雨警報・注意報は、警戒レベル相当情報としての位置付けがない。

洪水等に関する情報の主な変更点

- 洪水に関する情報は、**洪水予報河川と水位周知河川の河川ごとの情報とし、これを一般向けの警報扱い**として、これまでの気象台による**市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行わない**。
- 水位周知河川については、これまで河川事務所・都道府県から提供してきた水位情報に、今後の洪水危険度の見通しも付した上で、気象台と協力して情報発表する（**当面は国管理河川のみ**）。
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨浸水に関する情報として警戒レベルごとに整理し、警戒レベル相当情報として位置付け。**洪水予報河川・水位周知河川以外の河川の外水氾濫についても大雨浸水に関する情報の中で一緒に扱う**。（当面は都道府県管理の水位周知河川も大雨浸水の情報の中で扱う）

洪水に関する情報			左記以外の河川も含む 洪水警報等	大雨浸水に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川 <small>※当面は国管理河川のみ運用</small>		
河川数	429河川 (国〇〇、都道府県〇〇)	1,774河川 (国〇〇、都道府県〇〇)	大雨浸水に関する情報 で扱う	-
発表主体	河川事務所または 都道府県と気象台	河川事務所または都道府県 と気象台が協力して発表		気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと		市町村ごと
対象とする 主な現象	外水氾濫	外水氾濫		内水氾濫及び 洪水予報河川・水位周知河川以外の外水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）	水位（実測） 流域雨量指数（予測）		表面雨量指数・流域雨量指数 （解析・予測）
情報名称	5	レベル5 氾濫特別警報		レベル5 氾濫特別警報
	4	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報
	3	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報
	2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報
	1	早期注意情報	早期注意情報	早期注意情報

※情報名称の最終決定は、法制度などとの関係も踏まえ、気象庁・国土交通省が行う

特定都市河川 (流域治水関連法※の中核をなす制度)

※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川

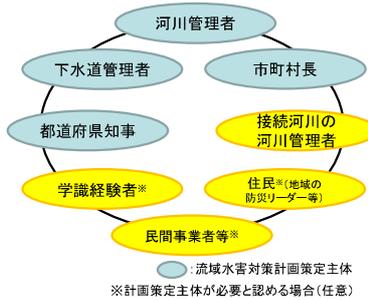


流域治水の計画・体制の強化



※流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援(令和5年度から5か年の時限措置)

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



(協議会設置)

国土交通大臣指定河川:設置必須
都道府県知事指定河川:設置任意

(構成員)

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇨構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- ・河道掘削、堤防整備
- ・遊水地、輪中堤の整備
- ・排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- ・対象:民間事業者等
- ・規模要件:≧30m³(条例で0.1~30m³の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- ・対象:地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- ・対象:公共・民間による1,000m³以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m²以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・指定権者:都道府県知事等
- ・埋立等の行為の事前届出を義務化
- ・届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・指定権者:都道府県知事
- ・都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- ・住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・指定権者:都道府県知事等
- ・盛土等の行為の事前届出を義務化
- ・届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

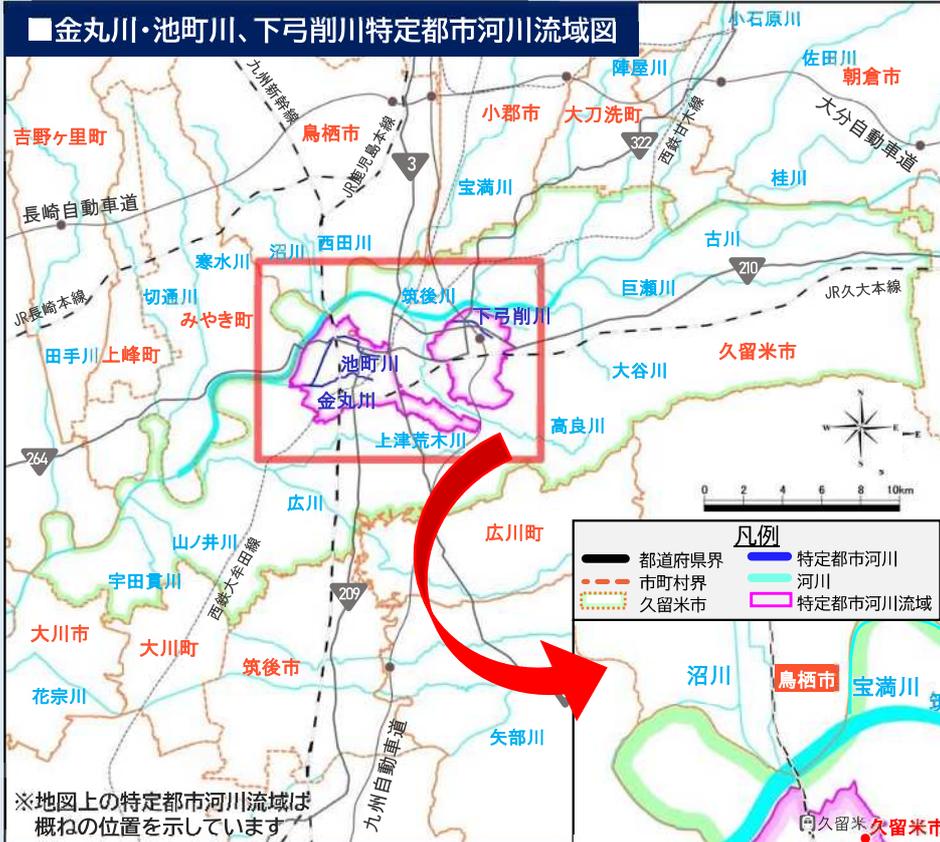
金丸川・池町川流域、下弓削川流域について

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、

「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定を行いました。(令和6年12月24日指定)

『流域治水』を推進し、『水に強い久留米市へ!』

■金丸川・池町川、下弓削川特定都市河川流域図



※地図上の特定都市河川流域は概ねの位置を示しています

令和5年7月 浸水状況



池町川

道路



下弓削川流域

国道210号

「特定都市河川浸水被害対策法」とは?

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、**浸水被害防止のための対策を推進する法律**です。

特定都市河川ポータルサイト



なぜ「特定都市河川」「特定都市河川流域」の指定をするのか?

金丸川・池町川、下弓削川では、筑後川の水位上昇の影響を受けるといった自然的条件もあり、幾度となく浸水被害が発生しています。また、気候変動の影響による降雨量の増加が予測されています。このため「特定都市河川」の制度を活用し**「流域治水」を強力に推進し、水害に強いまちを目指します。**

「流域治水」とはなにか?

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備等の加速化に加え、**流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う考え方**です。

「特定都市河川流域」に指定されるとどうなるのか?

流域内の水害リスクを増やさないように、また、浸水被害対策の効果が減少しないように、宅地等以外の土地で行う**雨水浸透阻害行為(雨水を浸みこみにくくする行為)**に、**貯留・浸透対策が義務付けられます。**

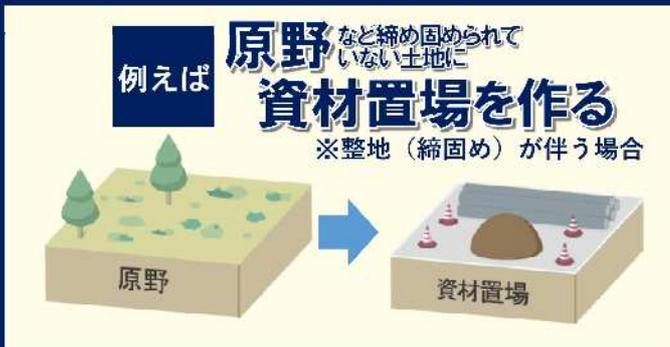
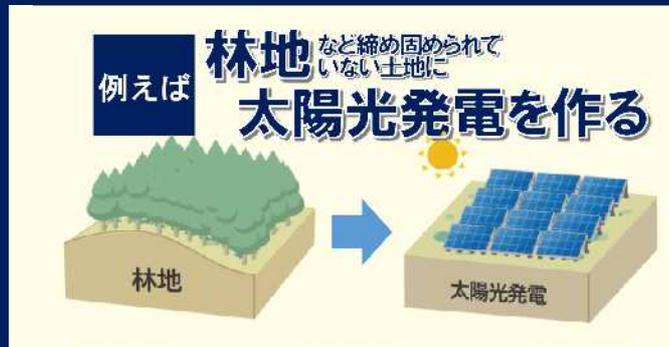
特定都市河川の流域内で雨水浸透阻害行為を行う際は

許可が
必要!!

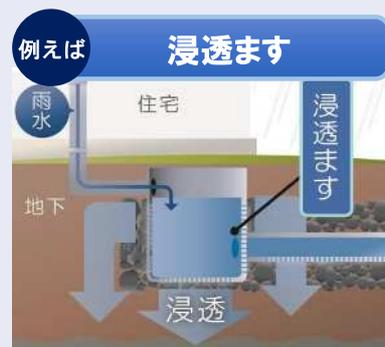
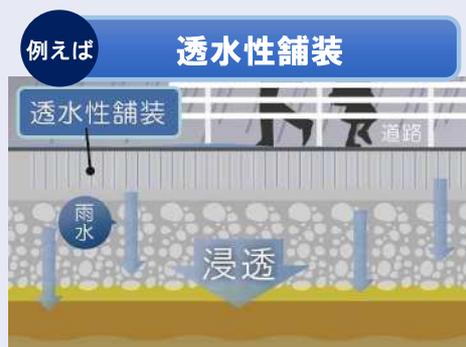
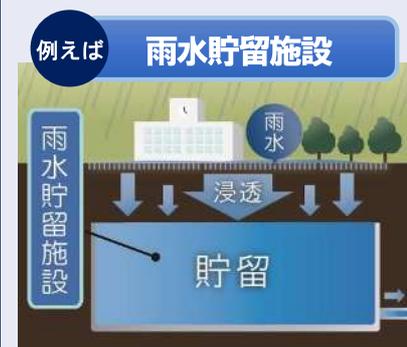
雨水の流出抑制のため 久留米市長の許可が必要な場合があります

- ▶ 特定都市河川流域内の**宅地等以外の土地**において、**1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**（宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）を行う際は、久留米市長の許可が必要になります。
- ▶ 許可にあたっては、技術的基準に従った**雨水の流出抑制対策**が必要になります。
※ 宅地以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。
- ▶ 許可を受けずに雨水の流出量を増加させるおそれのある行為を行った場合は**罰則**があります。

このような、雨水浸透阻害行為(1,000㎡以上の場合)を行う際には・・・



雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要です



問い合わせ先

指定に 関すること : 福岡県 県土整備部 河川整備課
TEL 092-643-3691



許可に 関すること : 久留米市 都市建設部 河川課
TEL 0942-30-9075



巨瀬川流域について特定都市河川浸水被害対策法に基づき、「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定を目指します。

『流域治水』を推進し、『水害につよく、安心・安全なまちへ!』



「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、浸水被害防止のための対策を推進する法律です。

特定都市河川ポータルサイト



なぜ「特定都市河川」「特定都市河川流域」の指定をするのか？

巨瀬川では、筑後川の水位上昇の影響を受けるといった自然的条件もあり、幾度となく浸水被害が発生しています。また、気候変動の影響による降雨量の増加が予測されています。このため「特定都市河川」の制度を活用し「流域治水」を強力に推進し、水害に強いまちを目指します。

※地図上の特定都市河川の流域界は、おおむねの位置を示したものであり、精査の結果、変更になる可能性があります。

「流域治水」とはなにか？

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備等の加速化に加え、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う考え方です。

「特定都市河川流域」に指定されるとどうなるのか？

流域内の水害リスクを増やさないように、また、浸水被害対策の効果が減少しないように、宅地等以外の土地で行う雨水浸透阻害行為（雨水を浸みこみにくくする行為）に、貯留・浸透対策が義務付けられます。

特定都市河川が指定されると流域内で雨水浸透阻害行為を行う際は

許可が
必要!!

雨水の流出抑制のため 許可が必要な場合があります

- ▶ 特定都市河川流域内の**宅地等以外の土地**において、**1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**（宅地等※1にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させる恐れのある行為）を行う際は、福岡県知事または久留米市長の許可※2が必要になります。
- ▶ 許可にあたっては、技術的基準に従った**雨水の流出抑制対策**が必要になります。
- ▶ 許可を受けずに雨水の流出量を増加させるおそれのある行為を行った場合は、**罰則**があります。

※1 「宅地等」とは、土地の利用形態が宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場である土地のことです。宅地以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。

※2 雨水浸透阻害行為の土地の区域が、久留米市内は「久留米市長」の許可、うきは市内は「福岡県知事」の許可が必要となります。

このような、雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上の場合）を行う際には…

例えば **耕地** など締め固められていない土地に
建物を建てる



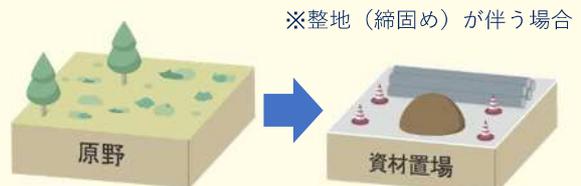
例えば **耕地** など締め固められていない土地に
駐車場を作る



例えば **林地** など締め固められていない土地に
太陽光発電を作る

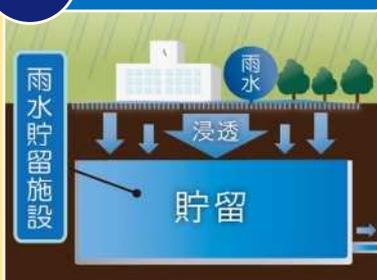


例えば **原野** など締め固められていない土地に
資材置場を作る



雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要です

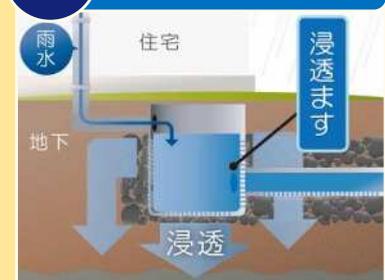
例えば **雨水貯留施設**



例えば **透水性舗装**



例えば **浸透ます**



市町村や民間事業者が実施する雨水貯留浸透施設の整備に係る費用について補助を行います。

■目的

○流域治水の取組を促進するため、市町村や民間事業者が実施する雨水貯留浸透施設の整備に対して財政支援を行い、浸水被害の軽減を図ります。

■補助の概要

【雨水貯留浸透施設整備のための調査への支援】

補助対象：市町村

補助要件：雨水貯留浸透施設（公園、ため池、グラウンド、水田等）の整備に係る調査等
流域治水プロジェクトに記載又は記載予定の施設であること等

補助率：1/2 ※1

【雨水貯留浸透施設の整備への支援】

補助対象：市町村又は民間事業者 ※3

補助要件：雨水貯留浸透施設（公園、ため池、グラウンド等）の整備
国の流域貯留浸透事業の採択を受けた事業であること等

補助率：1/3 ※1

■実施期間

・令和5年度～令和7年度まで

■負担率※1

【現行】

	事業者	負担率			
		国	県※1	市町村	民間事業者
雨水貯留浸透施設整備のための調査	市町村	-	-	1	-
雨水貯留浸透施設の整備 ※2	市町村	1/3	-	2/3	-
	民間事業者 ※3	1/3	-	1/3	1/3

【今回】

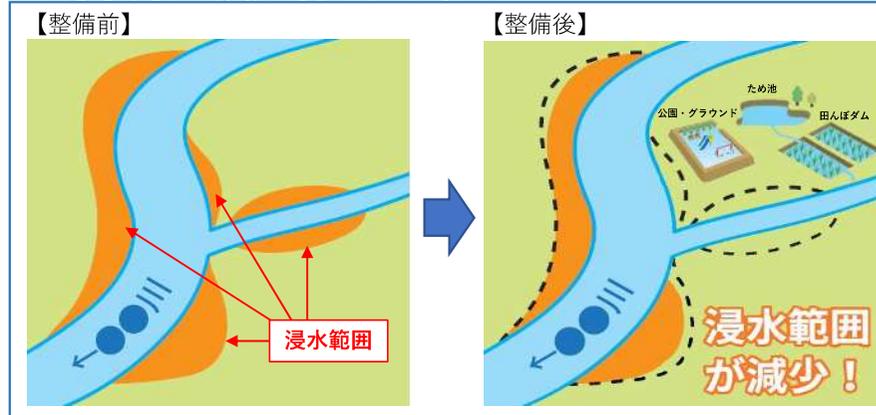
	事業者	負担率			
		国	県※1	市町村	民間事業者
雨水貯留浸透施設整備のための調査	市町村	-	1/2	1/2	-
雨水貯留浸透施設の整備 ※2	市町村	1/3	1/3	1/3	-
	民間事業者 ※3	1/3	1/3	1/6	1/6

※1 負担率は上限値であり、予算の状況により、上限値内で定めます。

※2 社会資本整備総合交付金交付要綱に定められている「流域貯留浸透事業」の採択を受けた事業であることが要件となります。

※3 民間事業者への補助は、市町村を通じて行います。

■雨水貯留浸透施設整備イメージ



■詳しくは、ホームページを参照ください。(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ryuikitsuikyodosuishin.html>)

流域治水対策等の 主な支援事業集

2025



令和7年4月

流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議



流域治水



国土交通省

農林水産省

文部科学省

経済産業省

流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

Ver2.0 水害対策編

